



島根県報

平成22年12月17日（金）

第2,249号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会議事録作成業務請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（総務課）	2
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者のサービス事業所の所在地の変更	（障がい福祉課）	6
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	6
土地改良区の役員の退任	（農村整備課）	6
建築基準法の規定による道路の位置の指定	（建築住宅課）	7

【訓 令】

文書の左横書き実施要領の一部改正	（総務課）	7
------------------	-------	---

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催	（森林整備課）	7
------------------------	---------	---

【教委訓令】

文書の左横書き実施要領の一部改正	（教育庁総務課）	8
------------------	----------	---

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		8
政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		9
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		10
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		11
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体		12
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体		12
漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数		12

【公安規則】

集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（警察本部）	12
----------------------------------	--------	----

【正 誤】

平成22年11月24日付け島根県報第2,242号中	（地域福祉課）	16
---------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第733号**

島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会議事録作成業務請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第1042号）の一部を次のように改正する。

平成22年12月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項第2号中「2年」を「3年」に改め、同項第5号中「都道府県税（個人の都道府県税）」を「島根県において県税（個人の県民税）」に改める。

第3条第1項第4号中「都道府県税」を「島根県における県税」に改め、同項第8号中「。以下「法」という。）第43条第5項」を「）第43条第7項」に改め、同項中第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書類の写し
- (10) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画を策定した場合にあっては、都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し
- (11) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書類の写し

第4条第3項第9号中「法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改め、「数」の次に「及びしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定状況」を加え、同項に次の1号を加える。

- (10) 次世代育成支援対策推進法第12条に規定する一般事業主行動計画の策定状況及びしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定状況

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

※受付番号		※登録番号		現在の 登録番号	
-------	--	-------	--	-------------	--

年 月 日

島根県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

島根県で発注される下記審査会の議事録作成の請負に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 審査会の名称

島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会

2 添付書類

- | | |
|--|---|
| (1) 登記事項証明書（法人の場合のみ） | 部 |
| (2) 誓約書（個人の場合のみ） | 部 |
| (3) 営業経歴書 | 部 |
| (4) 国税及び島根県における県税について、滞納がないことを証する納税証明書 | 部 |
| (5) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類（法人の場合のみ） | 部 |
| (6) 青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類（個人の場合のみ） | 部 |
| (7) ISO14001認証取得登録証の写し | 部 |
| (8) 障害者雇用状況報告書の写し | 部 |
| (9) しまねゆめいくカンパニー認定書の写し | 部 |
| (10) 一般事業主行動計画策定・変更届の写し | 部 |
| (11) こっころカンパニー認定書の写し | 部 |
| (12) 委任状 | 部 |

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

営 業 経 歴 書

	申 請 者	島根県との取引に係る営業所等 (委任する場合に記入すること)
フリガナ		
商号又は名称		
代表者職名		
代表者氏名		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
島根県内の営業所等 (すべてを記入)	名 称	所 在 地
ISO14001認証の 取得状況	取得の有無： 有 (本 社 委任先) 無	
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務有り：雇用率 %	
	障害者雇用状況報告義務なし：雇用障害者数 人	
しまねゆめいく カンパニー認定状況	認定済 ・ 未認定	
次世代育成支援・ 一般事業主行動計画	計画作成義務の有無： 有 ・ 無	
	計画作成の有無： 有 ・ 無	
こころカンパニー 認定状況	認定済 ・ 未認定	

附 則

この告示は、平成22年12月17日から施行する。

島根県告示第734号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係るサービス事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成22年12月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会宍道介護センター	松江市宍道町昭和町1番地	松江市宍道町上来待213番地1	平成22年11月1日
特定非営利活動法人だんだん	共同生活介護	あまの里	隠岐郡海士町大字海士1134番地4	隠岐郡海士町大字海士1470番地1	平成22年11月1日

島根県告示第735号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成22年12月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
なるたき薬局	大田市大田町大田口1031-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年12月1日
オール薬局 益田店	益田市あけぼの東町1-7	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年12月1日

島根県告示第736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年12月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

- 1 退任した役員の氏名及び住所
理事

藤田 恭一 松江市古志町331番地1

2 退任年月日

平成22年12月1日

島根県告示第737号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成22年12月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

隠岐郡隠岐の島町平中山437番5、平中山の二447番1、平中山の二447番5、平中山の五459番1

2 道路の幅員

4.00メートル

3 道路の延長

88.7メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、U型側溝、境界ブロック、重力式擁壁により標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成22年12月10日 第1号

備考

別紙図面は、隠岐県土整備局及び隠岐の島町役場に備えて一般の縦覧に供する。

訓 令

島根県訓令第11号

本 庁
地方機関

文書の左横書き実施要領（昭和35年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年12月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3の1の(1)のA中「（昭和56年内閣告示第1号）」を「（平成22年内閣告示第2号）」に改める。

第3の1の(1)のオ中「（昭和56年10月1日事務次官等会議申合せ）」を「（平成22年内閣訓令第1号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年12月17日から施行する。

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成22年12月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成23年1月11日	午前10時～午後5時	飯石郡飯南町上来島1207 島根県中山間地域研究センター 研修室2	県内一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講習時間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締切りは、平成22年12月28日とする。

5 その他

講習会当日にテキスト代金として、1,500円徴収する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第4号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

文書の左横書き実施要領（昭和35年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年12月17日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第3の1の(1)の「(昭和56年内閣告示第1号)」を「(平成22年内閣告示第2号)」に改める。

第3の1の(1)の「(昭和56年10月1日事務次官等会議申合せ)」を「(平成22年内閣訓令第1号)」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年12月17日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第

86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成22年12月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,879 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 165,653 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 八束選挙区 | 3,839 |
| | 仁多選挙区 | 4,153 |
| | 簸川選挙区 | 7,465 |
| | 邑智選挙区 | 6,200 |
| | 鹿足選挙区 | 4,472 |
| | 隠岐選挙区 | 6,245 |
| | 松江選挙区 | 52,058 |
| | 浜田選挙区 | 16,515 |
| | 出雲選挙区 | 39,327 |
| | 益田選挙区 | 14,009 |
| | 大田選挙区 | 10,996 |
| | 安来選挙区 | 11,751 |
| | 江津選挙区 | 7,280 |
| | 雲南・飯石選挙区 | 13,665 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 165,653 |

島根県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 政党
- (1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県地域 再生支部	島田 二郎	高橋 務	松江市宍道町佐々布1278

- 2 その他の政治団体

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大賀満成後援会	森内 博	椋木 福蔵	益田市喜阿弥町イ716

島根県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県電気通信支部	主たる事務所の所在地	松江市上乃木8-7-27-205	出雲市浜町1168
	代表者	津田 富造	加田 幸治
自由民主党島根県宅建支部	会計責任者	石川 和伸	佐田 勇
自由民主党島根県支部連合会	代表者	細田 博之	青木 幹雄
自由民主党島根県地方振興支部	主たる事務所の所在地	松江市浜乃木4-1-43	松江市中原町89
自由民主党島根県土地改良支部	代表者	堀江 眞	加藤 滋夫
	会計責任者	永瀬 明	小川 泰昭
国民新党参議院島根県第一支部	会計責任者	脇谷 誠	羽根 秀幸
国民新党島根県第二選挙区支部	会計責任者	脇谷 誠	羽根 秀幸
国民新党島根県支部	会計責任者	脇谷 誠	羽根 秀幸

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
溝口善兵衛益田後援会	主たる事務所の所在地	益田市常盤町5-29	益田市駅前町3-3
山崎英志後援会	代表者	景山 源栄	上代 潔
	会計責任者	福山 静夫	舟木 忠夫
島根県不動産政治連盟	会計責任者	石川 和伸	佐田 勇
勝部かつあき後援会	会計責任者	多々納 弘光	眞田 史郎
つもり良治後援会	会計責任者	竹下 陽子	川上 千鶴子
池田健一郎後援会	主たる事務所の所在地	松江市雑賀町789番地	松江市西津田6-14-22
小川和也後援会	会計責任者	小川 和也	青山 幸生
まっすぐの会	名称	まっすぐの会	岩田ひろたか後援会

	会計責任者	門脇 光男	石倉 幹
	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体以外の政治 団体	法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体
	公職の候補者 の氏名及び公 職の種類		岩田浩岳、参議院議員
岩田ひろたか後援会	名称	岩田ひろたか後援会	岩田ひろたかと豊かな日本をつく る会
	会計責任者	門脇 光男	石倉 幹
	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体以外の政治 団体	法第19条の7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体かつ法第19 条の7第1項第2号に係る国会議 員関係政治団体
	公職の種類		参議院議員
	公職の候補者 の氏名及び公 職の種類		岩田浩岳、参議院議員
中島謙二後援会	主たる事務所 の所在地	益田市高津8-6-5	益田市高津8-6-25
日本薬業政治連盟島根県支部	代表者	吉岡 克己	鷲野 紀生
	会計責任者	吉岡 克己	鷲野 紀生
平谷あきら後援会	主たる事務所 の所在地	益田市東町1-33	益田市須子町17-32
亀井久興後援会賛助会	会計責任者	脇谷 誠	羽根 秀幸
幸福実現党島根県本部	会計責任者	小柴 克己	陰山 富士子

島根県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年12月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	解散年月日
自由民主党島根県環境保全支部	平成22年9月2日

2 その他の政治団体

名 称	解散年月日
原秀後援会	平成22年8月31日
藤田利作後援会	平成22年9月9日
佐藤あきお島根後援会	平成22年10月31日
斉藤和善後援会	平成22年12月1日

島根県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
岩田 浩岳	岩田ひろたか後援会	名称	岩田ひろたか後援会	岩田ひろたかと豊かな日本をつくる会
		公職の種類	島根県議会議員	参議院議員

島根県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
原 秀	津和野町議会議員	原秀後援会	鹿足郡津和野町中座イ708番地	原 秀

島根県選挙管理委員会告示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成22年12月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区	1,343
隠岐海区	382

公 安 委 員 会 規 則

集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月17日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第9号

集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則

集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（昭和35年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 条例第3条に規定する許可申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

第4条中「様式第1号から様式第4号まで」を「様式第2号から様式第5号まで」に改める。

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号を様式第4号とする。

様式第2号中「1 目的」を「1 集団示威運動等」に改め、「2 期間」、「3 方法」及び「4 場所経路」を削り、「5 条件」を「2 条件」に、「6 指示」を「3 指示」に改め、「対して異議申立て」の次に「（道路使用については審査請求。以下同じ。）」を加え、同様式を様式第3号とする。

様式第1号中「1 目的」を「1 集団示威運動等」に改め、「2 期間」、「3 方法」及び「4 場所経路」を削り、「5 条件」を「2 条件」に、「6 指示」を「3 指示」に改め、同様式を様式第2号とする。

附則の次に次の1様式を加える。

様式第1号 (第3条関係)

(表)

集団示威運動等許可申請書							
集団示威運動等の 名称、目的及び方法	名 称						
	目 的						
	方 法						
主催者の住所、 氏名及び年齢	住 所						
	氏 名						
	年 齢						
主催者が実施場所 市町村に居住しない 場合の連絡責任者	住 所						
	氏 名						
	年 齢						
開始、終了日時	自 年 月 日 時 分	集 会	時	分	行 進	時	分
	至 年 月 日 時 分		時	分		時	分
実施場所 進行順路 (略図は裏面 のとおり)	集会場所						
	進行順路						
参加予定団体 の名称、人員 並びに責任者 の住所、氏名 及び年齢	団体の名称	人員	責任者の住所		氏名、年齢		
参加予定人員計		人					
現場責任者の 住所及び氏名	住 所						
	氏 名						
上記のとおり実施するので申請します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日 住所 申請者 氏名 印 </div> 島根県公安委員会 様							

署 長 印		受 付	許 可	交 付
		年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分

(裏)

「略図」

(方位)

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

正

誤

平成22年11月24日付け島根県報第2,242号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第681号中	株式会社 三浦溶剤	株式会社 三浦溶材
		株式会社 三浦溶剤	株式会社 三浦溶材
		株式会社 三浦溶剤	株式会社 三浦溶材
		株式会社 三浦溶剤	株式会社 三浦溶材